平成２２年（フ）第３２２号
山梨県笛吹市御坂町尾山195番地１
債務者　堀江まさみ
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
山梨県北杜市須玉町若神子522番地　桜井アパート101
債務者　中村恵美子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
山梨県甲府市千塚２丁目４番34号乙羽コーポ302
債務者　内田　明美
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
山梨県韮崎市円野町下円井2254番地１
債務者　北原　郁子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
山梨県北杜市大泉町谷戸1944番地
債務者　小林　成行
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
山梨県北杜市大泉町谷戸1944番地
債務者　小林きよみ
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
岐阜市五坪２丁目１番３―14号ファミーユ田神Ｆ－３号棟
債務者　福井　美樹（旧姓下脇）
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４６５号
岐阜市河渡５丁目136番地１
債務者　鷲見小百合
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４７４号
岐阜県瑞穂市穂積886番地１　クラブジョージア２棟202号
債務者　皆川　孝則（旧姓矢根）
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４７６号
岐阜市早田本町１丁目66番地フレグランス田中Ｃ棟201号室
債務者　関川　昭一
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４８１号
岐阜県各務原市鵜沼小伊木町２丁目85番地１
債務者　大庭　良彦
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３３号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1281番地の４　瓦崎アパート202号
債務者　佐藤　強太
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第１９４号
三重県四日市市鵜の森１丁目12番10―903号
債務者　伊藤　武司
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
三重県桑名市大字大福309番地７
債務者　水谷ひろみ
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
三重県四日市市三ツ谷町４番22号
債務者　早川　公子
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
三重県四日市市西日野町2745番地５　松井アパート102号
債務者　中瀬　文枝
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
三重県四日市市楠町北五味塚1972番地65
債務者　生田　秀一
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係